

# 6月は住宅用火災警報器 点検強化月間

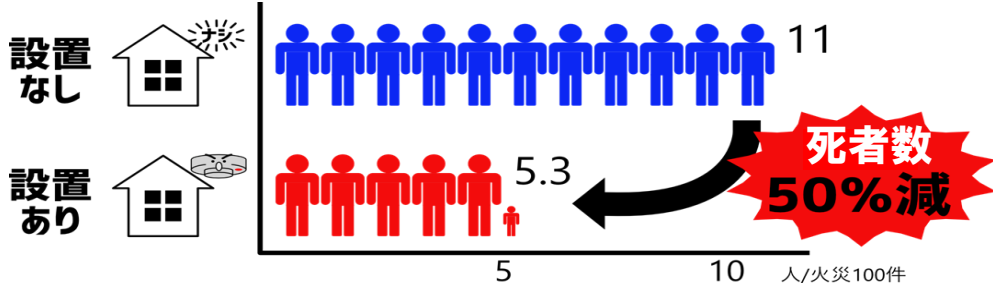


**半年に1回は、点検しましょう！**

住宅用火災警報器は設置が義務化（2011年（平成23年）6月）されてから、10年以上が経過し、機器の電池切れや不具合も考えられます。定期的な点検（作動確認）を行い必要に応じて機器本体を取り替えるなど適切な維持管理をお願いします。

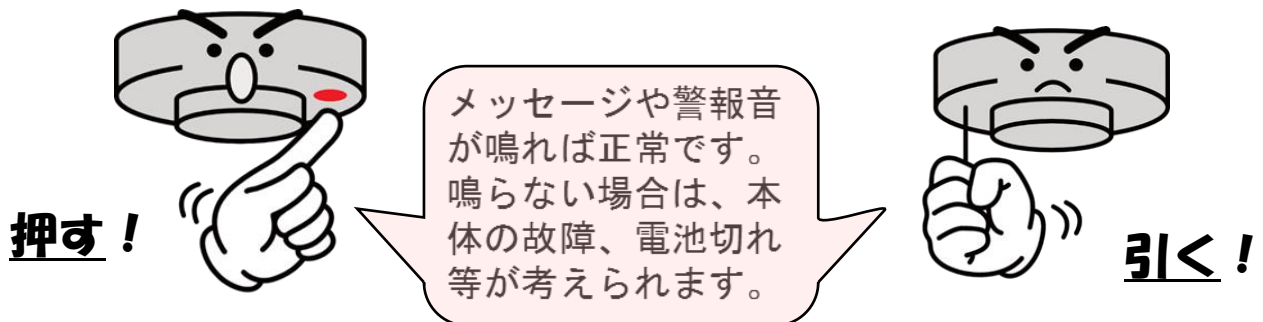
## 1 住宅用火災警報器の効果

設置している場合は、設置していない場合と比べて死者の数は半減。



## 2 住宅用火災警報器の点検方法

点検は、簡単！ボタンを押すタイプとひもを引くタイプがあります。



# 点検キッズ大募集



住宅用火災警報器を点検している写真を募集しています！



家族や子どもたちが、住宅用火災警報器の点検ボタンを押している写真や点検ひもを引いている写真を送ってください。

応募してくださった方の中から、抽選で25名様に廃ホースを利用して作成した「ファイヤーホースコースター」をプレゼントします！

応募規約に同意の上、必要事項をメールに入力し、画像ファイルを添付し送信してください。



みんなも  
点検してみて！



←ファイヤーホースコースター  
〔消火活動で使用した廃棄ホースを  
再利用して作製しました！〕

## 1 応募規約

- ・当選者の発表は、プレゼントの発送をもってかえさせていただきます。
- ・応募いただいた写真は、今後の住宅用火災警報器維持管理の広報媒体（HP、チラシ）などに使用いたします。
- ・応募いただいた写真のデータは、返却いたしません。
- ・肖像権等の侵害によるトラブルには一切の責任を負いません。

## 2 応募期間

2024年4月1日（月曜日）～2024年6月30日（日曜日）

## 3 応募先及び必要事項

【応募先】福山地区消防組合消防局総務部予防課アドレス

[shoubou-yobou@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:shoubou-yobou@city.fukuyama.hiroshima.jp)

【必要事項】

- (1)郵便番号
- (2)お名前
- (3)ご住所
- (4)ご連絡先
- (5)件名に「住宅用火災警報器点検写真」としてください。

## 4 問い合わせ先

〒720-0825 福山市沖野上町五丁目13番8号 消防局庁舎3階

福山地区消防組合消防局総務部予防課電話番号（084）928-1192（直通）